

## 令和5年度 第6回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和5年9月8日(金) 午後1時30分から午後2時40分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 (25人)  
会長 2番 山脇 優 委員

### 農業委員

1番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員	4番 田村静伸 委員
5番 福井章人 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 室山恵美 委員
8番 吉村年明 委員	10番 筏津純一 委員	11番 堀川理恵 委員
12番 數馬 豊 委員	13番 鐵本達夫 委員	14番 美田俊一 委員
15番 衣笠健一郎 委員	16番 松本幸男 委員	17番 河野正人 委員
18番 原田明宏 委員		

### 農地利用最適化推進委員

福井満寿美 委員	山脇賢治 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
秋山美香 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員

4 欠席委員 (3人)  
9番 山下賢一 委員 19番 早田博之 委員 山下洋一郎 委員

### 5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第34号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第35号 農用地利用集積計画の決定について

議案第36号 農用地利用集積等促進計画について

議案第37号 倉吉市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について

第6 その他

第7 閉会

### 6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

経済観光部農林課職員

主幹 清水 彰夫

## 7 会議の概要

### (1) 開 会

事務局           ただ今より、令和5年度第6回農業委員会会議を開会いたします。初めに山協会長よりごあいさつをお願いいたします。

### (2) 会長あいさつ

会 長           (会長あいさつ)

### ※ 議長選出

事務局           この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

### (3) 議事録署名人の決定

議 長           それでは本日の議事録署名人ですが、私の方で指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長           それでは指名をさせていただきます。6番 藤井委員、7番 室山委員に議事録署名人をお願いいたします。

### ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長           9番 山下委員、19番 早田委員から欠席届が出ております。衣笠委員は30分ほど遅刻すると連絡が入っております。以上でございます。

### (4) 連絡・報告事項

議 長           それでは(4)連絡報告事項、お願いします。

事務局           令和5年度第6回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長           農家相談はなかったということでしたね。

事務局           はい。

### (5) 議 事

議 長           それでは(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をしてください。

事務局           本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページのとおり1件の申請がございまして、こちらは親子間における贈与による所有権移転でございます。

次に議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページのとおり2件の申請がございまして、番号1は〇地内における県の公共工事に伴う一時転用でございます。農地区分は農振農用地で、許可根

扱は一時転用でございます。番号2は〇〇〇地内における集合住宅の建築で、申請地は都市計画用途地域の第1種住居地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。

続いて議案第34号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案6ページのとおり1件の申請が出ております。

議案第35号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。議案の9ページから13ページのとおり12件の利用権設定の申し出と議案14ページのとおり1件の所有権移転がございます。

議案第36号 農用地利用集積等促進計画については議案20ページから21ページ記載のとおり29件の協議がございます。

次に議案第37号 倉吉市農業経営基盤強化促進基本構想の変更についてですが24ページのとおり基本構想の変更に関する協議がございます。

本日の議案は以上でございます。

### 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは議案第32号 農地法第3条の規定による許可の申請についてお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、議案第32号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第32号につきましては承認といたします。

### 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして3ページ議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前11時より当番委員であります室山委員、小谷委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して室山委員より報告をお願いいたします。

7番 7番 室山です。5条の件について報告をさせていただきます。1番は車で行くことができなくて写真で確認をしました。2番は現地調査で確認をしました。問題がないということでご報告させていただきます。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今、問題なしという報告がございました。質疑ありませんか。はい、鐵本委員。

13番 13番 鐵本です。2番目ですけど、たぶん相続関係でないかと思えますけど、わざわざ1億9,000万円もかけて建てられるということで。何か親族関係があったのかなど。プライバシーの問題もあるかと思えますが、参考になる情報があればお願いします。

議 長 はい、事務局。

事務局 この件に関しまして、譲渡人と譲受人の間に親族関係はございません。〇〇〇〇の集合住宅なんですけれども、そちらの方で話があったのではないかと思います。

議 長 よろしいですか。

13番 はい。

議 長 他にございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、5条につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので議案第33号につきましては承認いたします。

#### **議案第34号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について**

議 長 続きまして議案第34号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたしますが、本件につきましても先程と同じように現地の調査に行っておりますので、室山委員より報告をお願いいたします。

7番 7番 室山です。現地調査を行った結果、問題はないという結論になりました。以上です。

議 長 はい、ただ今報告がありましたとおり問題はないということでございました。この案件につきまして皆さんの質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので議案第34号につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

#### **議案第35号 農用地利用集積計画の決定について**

議 長 続きまして議案第35号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたしますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がござい

ますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。9ページ番号1番は、田倉委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(田倉委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 9ページでございます。申請番号1番、〇〇の1筆、3, 130㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたしまして、田倉委員の入場を求めます。

(田倉委員 入場・着席)

議 長 田倉委員へ、ただ今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。

以上で該当する出席委員の案件について審議を終わりましたので、引き続き全体の説明を事務局よりお願いします。

事務局 9ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は51, 752㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、9ページから13ページまでの記載のとおりでございます。

続きまして14ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇の4筆6, 044㎡の水田でございます。対価は1, 025, 794円、10アールあたりですと169, 721円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、15ページから16ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、17ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第



めます。

(美田委員 入場・着席)

議長 美田委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

以上で該当する出席委員の案件につきまして審議を終わりました。続いてその他の案件について審議を行いますので、事務局説明をしてください。

事務局 はい、20ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、20ページの番号1番から21ページの番号29番まで、合計で29筆、37,449㎡の水田でございます。

促進計画を受ける者の農業経営の状況等は、22ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。

議長 ただ今議案第36号について事務局より説明がございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、鐵本委員。

13番 13番 鐵本です。添付書類省略ということで、〇〇さんとかの場合は法人ではないので同じ経営体が同じ農地を耕作するという例にあたっているのかと、貸出借受が同時に行われるのにあたるということではないのでしょうか。

事務局 はい、鐵本委員がおっしゃるとおりで、添付書類がないのは契約の状況が更新ということなので添付書類はなしで。逆に1番の〇〇〇〇〇〇〇〇さんは新規ということなので経営状況等の確認を行っているということです。よろしくお願ひします。

13番 わかりました。

議長 その他にありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認といたします。

### **議案第37号 倉吉市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について**

議長 続きまして23ページ議案第37号 倉吉市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について、農林課より説明をお願いします。

農林課 農林課の清水です。よろしくお願ひします。農業経営基盤強化の促進に関わ

る基本構想の変更についてです。今年度4月に農業経営基盤強化促進法が改正されました。この改正に伴いましてこれまで集落での話し合いによって地域の農業のあり方を示していた、今まで「人・農地プラン」と呼ばれていたものが「地域農業経営基盤強化促進計画」と変わりました。一般的には「地域計画」と呼ばれるものです。この名前になって法の下に定められました。また、利用権設定の事業が廃止となりました。これについては2年間の経過措置があります。まず、県の方で鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針というものが今年の4月に改正されまして、その改正では基本法の改正に伴う地域計画に関する事項ですとか、語句の修正が行われております。今回は市の方でも地域計画の法定化による事項の追加ですとか語句の修正を行うものです。

内容といたしましては、一つとしては農業を担う者の確保及び育成に関する事項を追加したこと。それから二つ目に地域計画に関する事項を追加しております。内容といたしましては、資料の33ページから35ページになりますが赤字で書いております農業を担う者の確保及び育成に関する事項というところを追加しております。この部分では県が示した基本方針に沿った内容で倉吉スイカの成功例なども入れながら、新規就農者の確保それから集落営農等の担い手の育成について各機関との役割や方針というものを記載しております。それから地域計画に関する事項については資料の37ページに紙があります。こちらについては地域計画に関する事項ということで、まず協議の場の設置については農林課が中心になりますがホームページ等で広く周知を図って多くの方に参集してもらおう。それから地域計画の区域についても自治公民館単位を基本として、必要に応じて協定地区単位ですとか改良区単位のような大きい括りにするものとしています。それから3番のその他の事項については国のマニュアルでは農地の集積、集約化を基本としておりましたのでそのことを明記しております。

これまでのスケジュールと今後のスケジュールですが、4月の県の基本方針の改正以降は5月29日に中部総合事務所にてこの基本構想の改正に向けたヒアリングを受けております。このヒアリングについては農林課の方から私、清水と農業委員会の方から梶本主幹が出席しております。以降農林課の方で基本構想改正のたたき台の案を作っておりまして、それを昨日県の方に提出しております。今回皆さんの方に提示しておりますのは、1回目の提出から修正事項がありましたのでそれは1回目の修正が終わったものを提示しております。本日の意見聴取の後については、とりあえず9月末を目処に最終版を県の方に提出する予定となっております。

それから補足の事項になりますが、地域計画というのはこれまでの人・農地プランと同様に5年から10年後の農業のあり方について地域で検討して農地利用の方針や担い手を明確化するものです。今後地域計画の策定にあたっては協議の場を設けるということで、認定農業者の方や集落営農組織、農業法人、農事組合、土地改良区それから農業委員さんといった方に中心になっていただきながら検討の方もしていきたいと思っておりますので、そのような場になりましたら農業委員さんのご協力をよろしくお願いいたします。

それから地域計画ではこれまでと違うところが、農地集積を目的とした目標地図を作成するということになります。国が示すマニュアルでは農業委員会が中心になって作成するということになっておりますので、その際には農業委員の方にもご協力いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。今回の基盤法の改正によって利用権設定が廃止になって、移行措置が2年間ありますが、も

し地域計画が策定になりましたら、その地域計画策定公告の翌日から利用権設定ができなくなりますのでご承知置きください。その後の農地の賃借については中間管理に基づく賃借か、農地法に基づくものになると思います。説明の方は以上です。

議 長 はい、ただ今農林課より変更について説明がございました。それでは皆さんの方から質問等がございましたら、遠慮なく質問してください。はい、14番美田委員。

14番 14番 美田です。経営類型の中でですね、稲、麦、大豆とあって小豆っちゅうのがないなど。なんとか小豆もそこで支援が受けれるような形にしてもらえればと。わざと外してあるんでしょうけど。

16番 わざと外してあるだ、儲かるで小豆は。

14番 黒大豆もないだな。

議 長 では回答してください。

農林課 農業類型については今回見直しをしておりませんので。今回作った構想の初年度が令和2年度になっており、また5年後に改正になると思いますのでその時には今回の意見も踏まえて検討させていただきます。

14番 儲けになるから入ってないちゅうのではないか。

農林課 原因は把握してませんので確認させてください。

議 長 後、5年後か2年後か。令和7年度でしょう、あと2年ちょっと我慢していただいて。美田委員いいですか。

他にございませんか。はい、松本委員。

16番 ちょうど農林課が来ておられるので、聞きたいというか。〇〇で〇〇〇〇さんが田んぼを作っておられて、この人いつも遅いんで今年も作るんかいなと思っとったら農林課に電話して作らんって言っとるでって。なら他の者に作らせようにももう苗がない時期だったもんで、そこはもう草ぼうぼうで刈らんし、なんでもっと早く連絡が入ってこんかったかなと。隣が同じような条件だったで今、〇〇〇〇君に作ってもらってきれいにええ田んぼしとるけど、農協にどんななっとだいなどわしが言われるばかりだし。まあこの情報が入るのが遅かっただいや、来年なんか頼むけというような感じで。これだけ汚くなったらようせんわいな、というような状況で。〇〇〇〇さんは電話してこれでええわと思っただけ、ほったらかしにしとったという回答をいただいたと。なんだいな、どういう状況だということ。

議 長 農林課の方でどこが受けとる、これ。どこの田んぼだったらか。

農林課 一般的には1月に農事組合長さんを通して営農計画書を各個人さんにお配り

して、それを取りまとめしております。その後には作付けが変わったりしたものについては、随時農林課の方に報告があったり、JAの方に報告があったりしますが、最終的にはうちの方で全部集約してそれを農業共済の方に連絡をしてシステム上できちんと確認したものを転作確認の時期とかに確認させていただいていると思います。お聞きした内容がうまく伝わってなかったのかもしれない。流れとしては基本的には農林課の方がお受けして、農業共済の方にデータを流すということになりますので、情報はこちらの方に言っていただいてそこからスムーズにつながるようにしたいと思います。

16番 なるべく情報を早く下さいっっちゃうことが言いたいわけだ。

議長 本人がとりあえず言わないけんだ。市へしときゃええっっちゃうもんじゃないと思うだ。

16番 はい、わかりました。

議長 次、河野委員。

17番 37ページにこの地域計画が大体自治公民館単位で進めるということになっておるんですが、具体的にどこが中心になって誰が受けてするのか。このところを特に〇〇の小学校を越して奥の方は認定農業者も少ないし、法人で受け手がなくてそのまま三反田んぼでもほったらかしのところはかなり出ているので。全然村の中で話しができる状態ではないようなところがある。そういうところはどがにして地域計画を作るのか、5年先のことなんか見えん、来年誰が作るかさえ決めれんということで。自治公民館、農事組合がするのか公民館に依頼するのかそこのところがこの文章としてはできるけど、実際にどういう形で地域計画を立てていくということが全然見えない。

農林課 地域計画の範囲ですけれども、今までの人・農地プランでは基本的に補助事業を使うことがメインになっていたこともあって小さい集落単位で作っていました。今回からの地域計画については、もう少し大きい括りで作ろうとは思っております。実際にどういうふうにするかまだ決めてはいないのですが、例えば上北条地区全体のような大きいエリアで作りたいと思っております。その際にはそこにおられる各農業委員さんですとか、法人ですとかそういった方以外にも個人の方を広く参集するよというところが示されていますので、そういう方に集まっただいて地区の現状を話し合っ、現状と今後の課題を出す。それから今後の農地について、基本的には集約化を目的としていますので、点在しているところは今後の担い手の中心になる方にどのように集約していくかということをお話し合うこととなります。

議長 いいですか。

17番 現場の方はちょっと無理だと思います、現状からみたら。話は話としてそういうふうに進めるけれども、声を掛けただけでたぶん集まってこん。これに乗ってくる人間が消えていく現状があるのに、そこの手当をせいで田んぼとかそっちの方でみたって。まず人を、どういうふうにしてそこをやっていける人を置いて

いくか、育てていくかっていうそれがないと本当に絵に描いた餅。計画は計画で終わってしまうということになる。

議長 今、河野委員が言われたですけれども、私も土地改良区の役員として1集落で耕作しとる水田が50パーセントを切ってしまったと。不在地主はおるし、跡取りはおらんでこれから大変なことになりつつあるけ、改良区もちょっと考えてもらわないけんという意見が上がってきておるんです。ですからこれを元にですね、一体となって市とか農業委員会、改良区、担い手機構そういうところが一緒になってこれからもっとどんどん考えていかないと、このままでは本当にね賦課金も徴収できんようになってくる。そういう事態が起きてくる。ここにも、改良区の理事長をしている松本理事長もおるしですね、筏津理事長もいますけどそういう事態が今、現状に近くなってきておるもので、特に中山間地。ですからもうちょっと具体的な話をこれからしていかないとないかなということをおもっていますので、市の方もその点を十分に考慮して考えていただいて、今後進めて参りたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。その他、ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願ひいたします。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。以上で議事は終了といたします。

## (6) その他

議長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1) 梶本主幹。

事務局 はい、2ページのあっせん申し出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は2件ありました。1番目から説明させていただきたいと思ひます。

まず1番目ですけど、相談者が〇〇〇〇さんで、〇〇の畑であります。相談内容は売買、賃貸借、使用貸借ということであります。

3ページ、2番目は相談者が〇〇〇〇さんで、〇〇の畑であります。相談内容は売買、賃貸借ということであります。相談者には、提出の時に、窓口であっせんに出されても面積が小さいので難しいことは説明しております。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願ひいたします。

議長 〇〇ですね、〇〇にならへんかな。〇〇君な、今はこっちに住んどらんけども。元酪農家だったんですけど。これは田倉委員と塚根委員と2人か。続きまして、これは山下委員か。以上です。はい。

田倉推進委員 推進委員の田倉です。この〇〇さんと今作っている〇〇さんが何か問題があつて辞められたというような情報とか、どういう形で申し入れされたかという

のを教えていただければ。

事務局 満期で更新しないというところであっせんが出てきたので、詳細はごめんなさい、把握していません。

議長 もし何かあったら〇〇君に聞いてみればいい。続きまして農地等のあっせん活動の状況について、報告をお願いします。あっせん委員、筏津委員。

10番 筏津です。このあっせんの土地を見に行かせてもらいまして、〇〇の畑2枚ですけれども、車が通れないようなところに夏ミカンか八朔が2、3本植えてありました。水田ですけれども、この水田は〇〇〇〇〇〇〇が作ってまして畦を切って1枚の田んぼになってますので、30アールかな、なかなかそれを売るといのは難しいかなと思いますけれども。この〇〇地区ほとんど100パーセントと言っていいほど自分では耕作していない、〇〇〇とか誰かが作っていますので、この田んぼを買って作ろうかという人もおらんと思いますので。そう考えまして、申し出者本人に連絡が取れなかったので〇さんが〇〇におられたので話しまして、こうこうでなかなか田んぼも畑も買い手はないでって言いましたら、やっぱりそうかと言われましたので。人に聞いたら農業委員会に出したらってことで、本人としては買い手はないと思っていたようで。そこのところちょっと事務局の方も考えられて、あっせんの申し出を受けられたらという気がしました。〇さんとしてはもういいと、そういう気はなかったみたいです。以上です。

議長 はい、続きまして②番、藤原委員。

藤原推進委員 推進委員の藤原です。8月の18日に河野委員、田村委員と私と事務局の岩田さんとですね現場の方をちょっと見に行きました。ちょうどその時に隣地の方で新規就農の〇〇の〇〇さんが耕作をされていて、田村委員から声を掛けていただきました。〇〇さんと〇〇さんの間に入って協議をし、5年の使用貸借で使っていただくように契約していただくようになりましたのでご報告いたします。以上です。

議長 はい、大変ありがとうございました。いいあっせんをしていただきましたことお礼を申し上げたいと思います。  
それでは、その他の方で事務局。

事務局 農地法の関係で情報提供をさせてください。9月1日から国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法が一部改正されまして、3条の申請の際に国籍を書かなければいけないようになりまして、今申請書の準備をしています。3条の申請書出される時には様式がちょっと変わっていますのでご注意ください。ということと、市内の方であれば住基等で日本国籍であることは確認できるんですけど、市外在住の場合にどうやって確認するかということと9月1日の職員研修会にて県の方に質問が出ていて、それについては回答待ちでして。もしかしたら市外の方や県外の方に関する分について申請が出される場合は、何らかの国籍が分かる書類の写し等を求められることがあるかもしれませんので、その時はホームページには早めに出そうと思っていますので、またそちらの方

で情報を出させてもらうのと、また次の会で報告をさせてもらえたらと思っていますので、よろしくお願いします。

議 長           はい、他に。

事務局           8月30日県内研修、大変ありがとうございました。今日までが県内視察研修の報告書の提出期限になっておりますので、記入していただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

議 長           いいのは農業委員会だよりに出してよ。皆さんの方で何か、はい、鐵本委員。

13番           13番 鐵本です。うちの地区で中山間関係の草刈りをしておりましたら、鐵本君、うちに太陽光をするだかせんだか田んぼを売るだか売らんだかってそういうような郵便が届いとってな、届いとらんかえってことで。私は一切見とらんかったので分からんかったけど、よう見たら届いてましてな。上から撮ったカラーの写真にこの土地を売りますか売りませんかとか、太陽光にしませんかとか。そういうものを見てひょっとしたら農業委員会の方に、こんなんが来たけこれ売れんだらかとか行くかもしれませんで。企業活動なのでどこにダイレクトメールを出すか出さんかは自由かもしれんけど、錯覚してね、こういうものが来たけ、この土地なんとかしたいけどとかいう違ったようなことを言うてくる人があれば、農業振興地域だったらこうこうでこういうものがあるからとかちょっとということが増えるかもしれませんで。そういうことがありましたことを連絡しておきます。

議 長           まだ見たことがないな。奥の荒れたところかいな。

16番           関金の方でしょう。

事務局           鐵本委員さんがおっしゃったことについては、先だつての県内の研修会で鳥取市さんだったかな、そちらの方でも同様のペーパーが配られているということで事例ありますか、というような話が事務局の方からありました。そちらのペーパーにつきましては全国農地ナビを使って、あたかも公の許可が出るような、ペーパーにそういった記載をしてそうした手続きができますよというような形で誘導しているような書きっぷりでございまして、県の方からもちょっと注意が必要かなということを伺っております。

また皆さんの方もお目にするかもしれませんで、そうした時には事務局の方にもこんなペーパーがあったよ、ということで実物も含めてご提示いただければ非常にありがたいです。以上です。

議 長           もしもそういうことがありましたら、事務局の方に一報をお願いします。他にございませんか。はい、6番 藤井委員。

6番           農林課さんに聞きたいですけれども、中山間地域の関係で地域の方から質問がありまして、中山間地域に入ってるけど畦刈りをしておられなくてそれは毎年のことで。自分のところの田んぼに草が被っちゃって中山間地域に入ってるのに刈らんでもええかいな。ああいうのは本人に言っても刈ってくれならん、

農業委員から言ってもらえんかえ、という質問で。聞いたらその方は中山間地の組合長をしておられる方で、組合長に言っても刈ってごしならんけ副組合長にあれで検査が通るもんですか、って聞いたら、検査の時は農林課にそこは見せんだわいなって言いなって。役員だったら一般の人にそういうこと言ったらいけんことですよ、第一見せる見せんじゃなしに全部検査してもらいたいと思うんです。それと、そういうところまで農業委員が出て行ってそこを刈ってって言いよなるけど、刈ってあげてごしならんかっていうのは農業委員が言うべきことか。それともちらっと聞いたら、刈ろうという意味があったらきれいに刈らなくても、それこそ1メートルぐらい伸びておっても自分が刈ろうという意思があったらいいらしいです。講習会があるからそういうことは教えて欲しいです。意思があれば刈らなくてもいいのか、それとも何日までに畦刈りしておいてよって言いなるですよね。ある人はお金かけて刈りなる、ある人は意思があるだけで刈らん。それで補助金がもらえるものかどうかということをおたずねしたいですけど。

## 農林課

草刈りに関しては、意思があるとかは関係なくきちんと草刈りをしてもらうという実施が必要です。ただ中山間と多面的と2つの制度で協定を結んでおられるところは、通年を通した農地の管理をしていただいていると思うんですけど、実際何回刈るとか草の高さがいくらまでとかありませんので、いつでも営農できる状態にさせていただくというのが条件だと思います。9月に全農地を各組織の代表者の方1名なりに同席いただいて、その対象となる図面を元に全ての農地をまわって見ていただいていますので基本的には、あそこを外してということはありません。図面を見ながらまわっているのを見ています。それからその時にですね、伸びているところも確かにあるんですけどそこについても再確認をしますということをお伝えして、刈っていただくようお願いしているところです。

## 議長

私も〇〇の〇〇とか〇〇〇合同のところの中山間組合の組合長を24年間して、5期目が終わろうとしていますけれども。私の場合は必ず5月の第1日曜日全員参加で農道、水路の横しを刈ります。今後の草については、今年は9月の14日だったかな、検査の前日までに必ず刈ってくださいよと。1ヶ月以内に刈ったところはあまり伸びてませんので、1回でも2回でも刈った跡がうかがえるところはいいですよということを市の方からも聞いておりますので、検査の時に。うちの場合はほとんど皆さんが刈ってですね、去年も検査に来た人が全体を写真撮りたいということで撮って帰りましたけども。ここほどきれいにしとるところはおられんですよと。

ただ、さっき清水さんが言ったようにくまなく見て回らんと。図面持って検査に行った人があそこへ行きましようって言わないと、さっき言ったように関金みたいに隠す人がおるから。この間、耕作放棄の非農地のところを見に行ったら、ここは中山間で刈ってないってすぐ分かる。検査に行っていない道の狭いところ。うちのところみたいに全体がばっと見えるところならいいんだけど、〇〇なんかは入り組んだところもあるからね、中山間地が。だけ、きちんとやっぱり検査に行く人は図面を持って、行ったところをチェックしていくようなことをしてくださいよ。でないと、こういう問題が起きるから。一切刈っていないところも許可しとるからね。刈る意思でなしに、刈らないけんということ。私は毎回言うんですが、もしも1回も刈らずに残っている畦草があっ

たらあなたの責任ですから、補助金全部もらえなかったらあなたが何百万か払うですよ、どうでしょうかってね。うちのところはそういうことはないもんでええけども。

6 番            そういうことは農業委員会、農業委員が言ってもええもんですか。

議 長            農業委員ではない。組合、そこで作つとる組合の役員がおるでしょう。組合長とか会計とかその役員が言う。刈ってないのがわかるとる中山間組合の役員が言わないけん。

6 番            組合長だもん。

議 長            いけんわいな、それは。組合長がそれやったら皆が刈らんわいや。だけ、今回の調査ではっきりとその土地に行って、これは通りませんから補助金ありませんよと言ってもええ、きついやつ。どこ〇〇〇か、〇〇かいな。

6 番            〇〇〇です。

議 長            それは農林課が行って言わないけん、きついやつを。全部今日は見ますよつてな、図面をチェックしてみんな。これがもしいつまでに刈ってもらえなかったら補助金は一切おりませんよつてはっきり言わないといけん。  
他に何かありませんか。

(なしの声)

議 長            なら清水君、担当者にちゃんと言っておいて、今度見に行くけな。本日の農業委員会会議はこれを持ちまして閉会といたします。お疲れ様でした。

— 午後2時40分 閉 会 —

本議事録の正当なことを認め、ここに署名いたします。